

農村地域の防災減災対策の推進

【担当省庁】 農林水産省

奈良県における取り組み

(1) ため池の防災減災対策

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」や防災重点ため池の基準の見直し及び点検結果を受け、**防災重点ため池を市町村とともに見直し**。
＜従来114箇所→**969箇所**＞
- 全ての防災重点ため池について、市町村とハザードマップの策定を進めるとともに、下流への影響、老朽度等から優先順位を設け、各種対策に取り組む計画を策定中。
＜ハザードマップ R1:142箇所策定済み R2:569箇所策定予定＞
- ため池改修整備時に、葛城山麓地区(葛城市)、高山ため池地区(生駒市)及び桜池地区(斑鳩町)において、利水利用のみならず、**治水機能を備えた整備**を実施中。
- 水利組合等各地域の農家がため池管理を行っているが、農業利用の減少、農業者の高齢化等により、きめ細かな管理が困難で、ため池パトロール等による支援が必要。



西日本豪雨被災ため池
(大和郡山市 大池)
防災重点ため池に追加



改修時に洪水吐を改良
葛城市 大屋下池 R1実施

(2) ため池や水田の多面的機能を活かした治水利用の推進

- 奈良県では平成30年度より「**大和川流域における総合治水に関する条例**」を施行し、さらなる総合治水対策として、地域で貯める内水対策を推進。ため池の治水活用及び水田貯留を「貯める対策」として条例に位置づけ。

国にお願いすること

■農村地域防災減災事業予算の確保

○ 防災重点ため池の見直しにより、大幅に箇所数が増加したため、引き続きハザードマップの策定及び機能診断調査等のソフト対策が必要。

・ ハザードマップや機能診断調査等の調査計画事業のR3以降の定額助成の継続をお願いします。

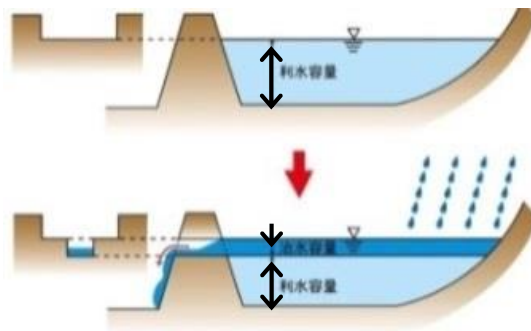
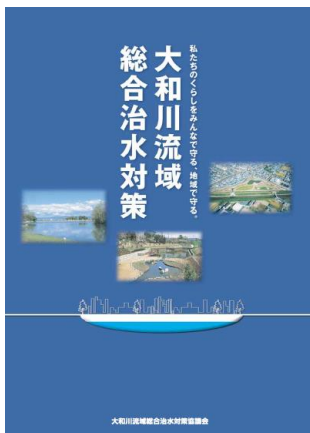
○ ため池を適正管理するためには、地域一体となった管理体制の再構築が必要であり、

- ・ ため池パトロールなどの 監視、点検への継続的な支援
- ・ ため池を治水、親水など公的利用する場合の 管理費支援をお願いします。

■ため池治水利用をすすめる制度拡充

○ 機能診断調査の結果、豪雨・地震対策が必要なため池を改修整備する際に、治水機能を付加し、改修整備を進めているが、現行制度では、改修済みため池などを改良し、治水機能を付加することができない。

○ 本県では、大和川流域を一つの地域として、県の河川部局と連携し、ため池の治水利用を進めていることから、流域単位のため池対策を可能とするとともに、改修済みため池の治水利用にかかる改良に対する支援をお願いします。



洪水吐の改良による事前放流



大和高田市 礪野池
治水利用のための洪水吐の改良